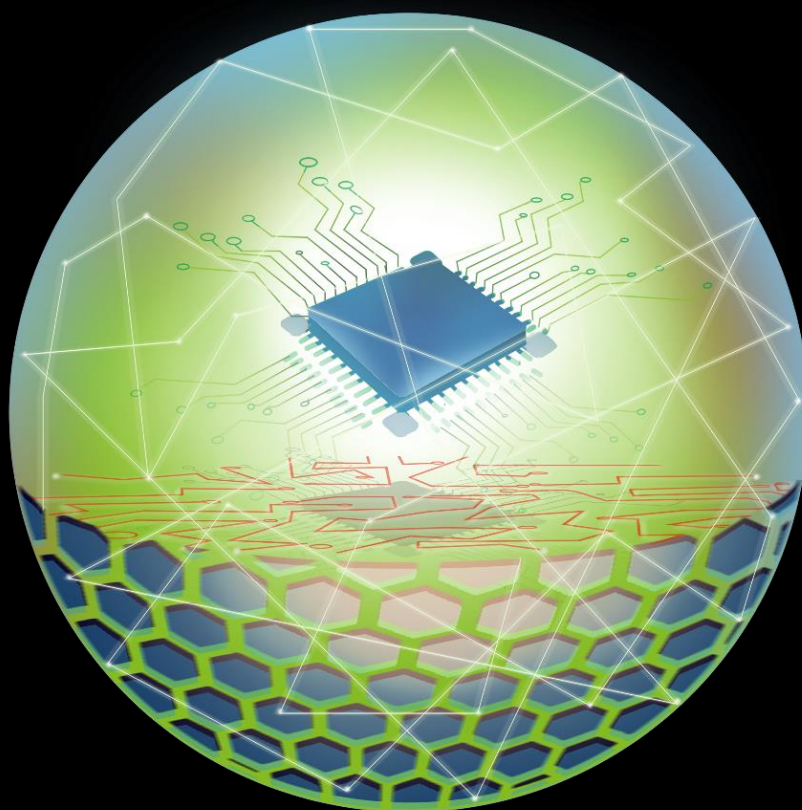


TAX & LEGAL ALERT

投資支援基金に関する新政令第 182/2024/ND-CP号

2025年1月



2024年12月31日に投資支援基金/Investment Support Fund(以下「ISF基金」)の設立、管理、使用に関する政令第182/2024/ND-CP号(以下「政令」)が政府によって正式に承認されました。この事はベトナムにおいて史上初めて、画期的な優遇制度を導入し、世界クラスのハイテク企業を誘致してベトナムにさらなる投資を促す重要な節目となりました。またこの戦略的な取り組みは、イノベーションを促進し、ベトナムを最先端技術の中継地として確立するという政府のコミットメントを強調するものとなっています。

政令の概要

- この政令は、ベトナムにおける適格な投資プロジェクトを持つ企業に現金助成金/補助金を提供するための投資支援基金の枠組みを示している。本政令の下で、プロジェクトの適格性の基準が細かく定義されており、経済開発の優先事項との整合性が確保されている。
- ISF基金は政府によって設立され、計画投資省/Ministry of Planning and Investment (「MPI」) が運営する。本基金は、国家予算から資金提供を受ける。
- ISF基金には、(i)年次経費補助金及び(ii)初期投資補助金の2種類の補助金がある。(i)の補助金は、**ハイテクセクター及び研究開発(R&D)センターの企業及び投資プロジェクトに対して年次財政支援を提供することを目的としている。**(ii)は、**半導体及びAIの研究開発センターを所有する企業が対象となる。**
- 適格対象となる企業の決定は、プロジェクトから生じる総投資額や年間の売上にに基づき、ケースバイケースで追加の条件が求められることがある。
- 研究開発費用、固定資産の新規投資額、ハイテク製品の製造経費等、事業運営中に発生する(i)の年間経費のうち、特定の条件を満たした場合にISF基金からの支援の対象となる。補助額は補助の対象や費用の種類によって異なる。
- ISF基金に関する政令は、**2024会計年度Financial Year(「FY」)から有効** となり、補助金の申請期限は、補助金を受けた会計年度の翌年の7月10日である。

デロイトは、この分野の優れたアドバイザーと専門家を擁しており、十分な支援が可能です。

推奨事項

政令が2024年度から施行されるため、企業は、確実に基金からの支援を受けれるよう2025年7月の初回の申請に備える為、迅速に評価プロセスと関連する準備を開始する事をお勧めします。具体的な弊社の推奨事項は以下の通りです。

ISF政策の適用可能性のレビュー

- 投資支援基金の方針について詳細な分析を実施する。新しい優遇制度の恩恵を受けるの潜在的な機会を特定する為に、適格の基準と条件を評価する必要がある。

ギャップを特定し改善策を実施

- 貴社の現在の状況を優遇の要件と比較評価し、資格を得るために必要な条件に対して不足している部分すなわちギャップを特定する。その上で積極的に改善策を実施する。

適格優遇の申請

- 優遇を得られる条件を満たしていると判断できたら、ISF基金からの補助金を請求するための申請書を準備して提出する必要がある。

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference purposes only, not for distribution or sale

適格対象項目及び優遇制度

2種類の補助金 (i)年次経費補助金及び(ii)初期投資補助金の優遇制度の内容は以下の通りとなります。

✓ 年次経費補助金

✓ 初期投資補助金

適格対象企業

- 対象A – ハイテク企業
 - 対象B – ハイテク製品を製造する投資プロジェクトを有する企業
 - 対象C – ハイテクアプリケーションプロジェクトを有する企業
 - 対象D – R&Dセンターの投資プロジェクトを有する企業
- 半導体及びAIの分野に研究開発センターを有する企業

基本条件と基準

対象A、B、Cの場合:

ケース	要件
一般的なケース	最低投資資本金12兆VND、又は年間売上20兆VND
チップ、半導体、AI データベースセンター プロジェクト	最低投資資本金6兆VND、又は年間売上10兆VND
画期的な技術・製品(※) を持つプロジェクト	最低投資資本金や売上の要件はない。
マイクロ集積回路設計 分野のプロジェクト	✓ 最低投資資本金や売上の要件はない ✓ 最低300人のベトナム人技術者/マネージャーの 活用と、年次最低30人の高品質な技術者の育成 を確約すること。

- 税金の未払がない事。
- イノベーションエコシステムにプラスの影響を与え、国家の
新技術と画期的な製
品の開発に貢献する
こと

(*)首相によって発行された革新的な技術/製品のリストに含まれていること。
特記事項として、投資資本条件の下にあるプロジェクトは、ケースバイケース
で資本支出スケジュールについての追加要件を満たす必要がある。

- 対象Dの場合:最低投資資本金は3兆VND、3年間で最低1兆VNDの資本金を
支出すること。

適格対象項目及び優遇制度（続き）

2種類の補助金(i)年次経費補助金及び(ii)初期投資補助金の優遇制度は以下の通りとなります。

✓

年次経費補助金

✓

初期投資補助金

費用/投資額の対象項目

対象費用の種類

1) 研修および人事育成の費用

2) 研究開発費用

3) 固定資産成形ための新規投資コスト

4) ハイテク製品の製造費用

5) 社会インフラ建設費用

6) 政府が決定するその他の費用

(*)適格費用についての詳細は、政令に記載されている。

初期投資費用

補助のレベル

対象費用	対象B	対象A & C	対象D
1. 研修・人材育成の費用		50%	
2. 研究開発費用	最初の120 bil VND : 1% 120bil – 240bil VND : 5% 240 bil VND以上:10%	最初の120 bil VND : 20% 120bil – 240bil VND : 25% 240 bil VND以上:30%	最初の120 bil VND : 10% 120bil – 240bil VND : 15% 240 bil VND以上:20%
3. 固定資産のための投資コスト (*)年間補助金の上限は総投資資本の0.5%とする	最初の120 bil VND : 1% 120bil – 240bil VND : 2% 240 bil VND以上:3%	最初の120 bil VND : 8% 120bil – 240bil VND : 9% 240 bil VND以上:10%	該当なし
4. ハイテク製品の製造費用 (*)優先ハイテク製品のリストにある製品の製造費用にのみ適用される	共通率0.5% 収益が200,000 bil VNDであり、かつ労働者数1万人持ち、及びハイテク製品の付加価値が30%占めるプロジェクトには特別率1%を適用。	共通率1% 特別率3%は以下のケースに適用 - 収益が200,000 bil VNDであり、かつ労働者数1万人持ち、及びハイテク製品の付加価値が30%占めるプロジェクト。又は - チップ、半導体集積回路、AIデータベースセンター分野におけるプロジェクト	該当なし
5. 社会インフラ建設の費用		25%	

初期投資額の最大50%

上記の補助率は、享受できる最大レベル。
申請費用の種類によって更なる要件を満たす必要がある。

適格対象項目及び優遇制度（続き）

2種類の補助金(i)年次経費補助金及び(ii)初期投資補助金の優遇制度は以下の通りとなります。



年次経費補助金の場合



初期投資補助金の場合

補助対象のタイミング

- 売上発生及び対象経費が発生するプロジェクトの1年目から適用される。
- ハイテク認証取得の1年目の場合：補助の対象経費は年間を通じて発生した費用となる。

補助対象期間

- 最長5年、延長の場合は首相の決定による。

申請の手続き

- 企業は、補助金を受けたい会計年度の翌年の**7月10日までに**、申請書類を準備し、受領機関に提出する。

(*) 受領機関：経済特区、工業団地、ハイテク特区の管理委員会（特区内のプロジェクトの場合）、または地方計画投資局（特区外のプロジェクトの場合）

- 書類は受領後、政府による補助金額の最終決定の前に、管轄当局によって評価されるものになる。

- 企業は、補助金を受けたい会計年度の翌年の**7月10日までに**、計画投資省に申請書類を準備し、提出する。

- 書類は受領後、政府による補助金額の最終決定の前に、補助基金管轄当局によって評価される。

補助金額決定の原則

- 補助総額が補助基金の予算を**超えない**こと。
- 補助基金管理委員会は社会経済開発の方向性、投資誘致戦略、および基金予算の要因に基づいて企業への補助金額の決定のため、評価を行い、政府に報告する責任がある。

効果

- この政令は署名日から発効し、**2024会計年度から適用される**。
- 会計年度とは会計法律および税務法律に基づいて決定された期間とする。

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference purposes only, not for distribution or sale

Contact us



Bui Tuan Minh
Country Tax & Legal Leader
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Thomas McClelland
Tax Partner
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com



Tran Quoc Thang
Tax Partner
+84 28 710 14323
qthang@deloitte.com



Pham Quynh Ngoc
Legal Partner
+84 24 710 50070
ngocpham@deloitte.com

Office

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building, 57-
69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference purposes only, not for distribution or sale



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific is a member firm of Deloitte Global. Deloitte Asia Pacific members and affiliates provide services to clients in more than 100 cities in the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. In member countries, business activities are carried out independently by separate legal entities.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This document contains general information and is for informational purposes only, therefore, no DTTL company, or any of its affiliates or subsidiaries and their employees shall be deemed to, within the scope of the content of this document, provide services or give opinions, professional advice for readers. This document does not constitute advice to the reader and shall not affect other advice provided by any employee of the Deloitte Foundation. The information presented in this document does not apply to the individual cases of the enterprise. Before making any decision or action that may affect your financial or business situation, you should consult a professional advisor.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are made as to the accuracy or completeness of the information contained herein, and no member of the Deloitte Companies Network shall be liable for any damages, losses incurred directly or indirectly as a result of the reader's use, publication, dissemination of, or reliance on this material to act, inaction, or make any decisions.